

平成29年5月31日

第3学年保護者様

鳥取県立鳥取商業高等学校長
(公印省略)

平成29年度 高等学校等就学支援金制度に係る提出書類について（依頼）

高等学校等就学支援金等に係る書類の提出時期になりましたので、下記のとおり申請用紙に必要事項を記入し、課税証明書等を添付して**6月16日(金)までに**学校へ提出してください。

なお、提出期限を過ぎてから申請された場合、この制度を受けることができなくなることがありますのでご注意ください。

記

「高等学校等就学支援金」認定基準及び書類提出時期

概 要	
就学支援金単価	9,900円/月（授業料と同額）
対象者所得基準	保護者等（親権者）の市町村民税所得割額の合算が 304,200円未満の世帯
認定期間	3年生の7月分から3年生の3月分まで
提出書類	提出時期
【支給要件に該当している方】 《既に認定を受けている方》 ・高等学校等就学支援金収入状況届出書（2回目以降） ・課税証明書又は納税通知書等（平成29年分）※1 《新規に該当する方》 ・高等学校等就学支援金受給資格認定請求書（初回時） ・課税証明書又は納税通知書等（平成29年分）※1	平成29年6月16日(金) (厳守)
【支給要件に該当しない方】 ・高等学校等就学支援金受給資格認定申請の不受給申出書について（届出）	

※1 ①課税証明書 ②納税通知書 ③特別徴収税額の決定・変更通知書のいずれかを添付してください。（※別紙見本①②③のうち、いずれか一通（コピー不可））

★ 記入方法等の詳しい内容は、入学説明会で配布しました「授業料関係事務手続説明書」をご覧ください。

★ 家計急変者（倒産、失業、離婚等の場合）は年度中途でも認定になる場合がありますので、御相談ください。

御不明な点は、学校事務までお問い合わせください。

TEL (0857) 28-0156 担当 山根 香南子

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。
- ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

平成 年 月 日

鳥取県教育委員会 様

高等学校等就学支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の連絡先	
生徒が在学する学校の名称	鳥取県立鳥取商業高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

①現在の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いづれかの□にレ印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の①から⑦までのいづれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	☐ 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
②	親権者1名分 (アからウまでのいづれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑦までのいづれかの□にレ印を付けてください。)
	ア ☐ 親権者の1人が控除対象配偶者であり, 市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	イ ☐ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	ウ ☐ ・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分) (未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)
④	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。	
⑥	☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが, 未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	☐ 親権者, 未成年後見人, 主たる生計維持者又は生徒本人の全員が, 課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別, 養子縁組等による保護者等の変更があった場合には, 支給額が変更となることがありますので, 必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上, □にレ印を付けてください。)

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに, 就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

本校以外に, 高等専修学校等に在籍(予定)している者は, 必ず()内に記載ください。
()

就学支援金の申請・受給にあたっては, 重複申請・受給ができませんので, 確認する必要があるため, 記載をお願いするものです。

※本申請にあたって提出された課税証明書等については, 鳥取県公立高等学校学び直し支援金の申請・鳥取県県立高等学校授業料等減免の申請・高校生等奨学給付金受給申請の際の添付書類として使用場合があります。

申請書の記入例とご注意

- ・申請書は必ず黒または青のボールペンを使用し記入してください。
- ・間違えた場合は、二重線を引き新たに記入してください。（訂正印は不要です。）
- ・この申請書を提出されない場合、必ず「不受給申請書」を提出してください。

表面

様式第1号（その2）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

鳥取県教育委員会 様		平成29年6月 日		
高等学校等就学支援金				
☐ 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。				
☒ 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。 (上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)				
(次の2つの事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。)				
☒ この申請書又は届出書の記載内容は、 <u>事実と相違ありません。</u>				
☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。				
(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)				
ふりがな	とりしょう		いちろう	
生徒の氏名	姓	鳥商	名	一郎
生徒の生年月日	昭和・平成 △ 年 △ 月 △ 日			
生徒の住所	〒680-9999 鳥取 都道 鳥取 市△町△丁目□□番地◎◎アパート			
保護者等の連絡先	090-0000-xxxx			
生徒が在学する学校の名称	鳥取県立鳥取商業高等学校			
【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。） ※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。 ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者 ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）				
①現在の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	

提出日

2カ所へ☑をしてください。
記載内容を十分に確認し、
☑をお願いします。

保護者の連絡先は、
昼間の連絡先を記入
してください。
(携帯電話も可能)

裏面

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	☒ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☒ 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
②	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
	ア ☐ 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	イ ☐ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	ウ ☐ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。	
⑥	☐ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
鳥商 太郎	父	鳥商 花子	母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

本校以外に、高等専修学校等に在籍(予定)している者は、必ず()内に記載ください。

()

就学支援金の申請・受給にあたっては、重複申請・受給ができませんので、確認する必要があるため、記載をお願いするものです。

※本申請にあたって提出された課税証明書等については、鳥取県公立高等学校学び直し支援金の申請・鳥取県県立高等学校授業料等減免の申請・高校生等奨学給付金受給申請の際の添付書類として使用する場合があります。

家庭の状況により
☑してください。添付書類が誰の物が
記入してください。

☑を入れてください。

見本①

市県民税（所得・課税）証明書

住所 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地
氏名 鳥取 太郎

平成23年分 所得金額	2,717,600	給与支払金額	4,074,536	配偶者控除	無	0	課税標準額	1,835,000
所得内訳 種類	金額	公的年金等 支払金額	0	配偶者 特別控除	無	0	平成24年度 市県民税額	1,855,000
給与所得	2,717,600	雑損・医療費 控除	0	扶養控除	特定 0 老人 0 その他 0	0	市 所得割	1,086,000
以下余白		社会保険料 控除	495,249	金額		0	民 均等割	3,000
		小規模企業 共済掛金控除	0	老**年**寡夫・寡婦 勤労学生控除		0	税 計	1,116,000
		生命保険料 控除	57,350	扶養障害	その他 0 特別 0	0	県 所得割	724,000
		地震保険料 控除	0	金額		0	民 均等割	1,500
		本人障害	0	控除合計		882,599	税 計	73,900
		基礎控除	330,000	備		考		
譲渡の特別 控除前	0			(賦課住所) 鳥取市富安二丁目138番地				
				課税総所得	1,835,000円			
				16歳未満の扶養親族の数	3人			

この金額
を確認し
下さい。

上記のとおり相違ないことを証明します。

No. 1206060026

平成 24 年 6 月 5 日

鳥取県鳥取市長



平成25年度 市民税・県民税の課税標準額及び税額

区	分	課税標準額 (円)	市民税額 (円)	県民税額 (円)	合 計 (円)
均 等 割					
所 得 金 額					
調 整 控 除 額					
税 額 控 除 + 調 整 額					
配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額					
所 得 割 計					
所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額					

※上記の均等割のうち県民税分には、超過課税分として森林環境保全税500円を含みます。
 ※所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額の合計金額がある方には、後日、還付の通知をします。

※

丸額控除、寄附金税額控除、外国税

見本②

この金額も
確認して下さい

定額市税徴収納税額 (円)

(鳥取県鳥取市)

-7-

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

給与収入	主たる給与以外の給与
給与所得	所得区分
その他の所得計	所得区分

所得区分	所得区分
山林所得	所得区分
不動産所得	所得区分
雑所得	所得区分
配当所得	所得区分
株式等の譲渡	所得区分
上場株式等の配当	所得区分
先払徴収額	所得区分

所得区分	所得区分
山林所得	所得区分
不動産所得	所得区分
雑所得	所得区分
配当所得	所得区分
株式等の譲渡	所得区分
上場株式等の配当	所得区分
先払徴収額	所得区分

見本③

所得区分	所得区分
山林所得	所得区分
不動産所得	所得区分
雑所得	所得区分
配当所得	所得区分
株式等の譲渡	所得区分
上場株式等の配当	所得区分
先払徴収額	所得区分

この金額も
確認して下さい

所得区分	所得区分
山林所得	所得区分
不動産所得	所得区分
雑所得	所得区分
配当所得	所得区分
株式等の譲渡	所得区分
上場株式等の配当	所得区分
先払徴収額	所得区分



平成 年 月 日

鳥取県教育委員会 様

高等学校等就学支援金受給資格認定申請の不受給申出書について

私は、高等学校等就学支援金受給資格認定の申請をしませんので、その旨、申し上げます。

（理由選択欄）該当する理由の番号に○をしてください。

- 1 保護者（親権者）等全員の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円以上の世帯であることが明らかであるため
- 2 市町村民税所得割額がわかるもの（所得課税証明書等）が提出できないため
- 3 その他の理由 （ ）

学 校 名 鳥取県立鳥取商業高等学校

生 徒 氏 名

保 護 者 氏 名 ⑩

電 話 番 号

※学校受付日 平成 年 月 日

記入例

鳥取県教育委員会 様

平成 **29** 年 **6** 月 ____ 日

提出日

高等学校等就学支援金受給資格認定申請の不受給申出書について

私は、高等学校等就学支援金受給資格認定の申請をしませんので、その旨、申し上げます。

(理由選択欄) 該当する理由の番号に○をしてください。

- 1 保護者（親権者）等全員の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円以上の世帯であることが明らかであるため
- 2 市町村民税所得割額がわかるもの（所得課税証明書等）が提出できないため
- 3 その他の理由 ()

学 校 名 鳥取県立鳥取商業高等学校

生 徒 氏 名 **鳥商 一郎**

保 護 者 氏 名 **鳥商 太郎** (印)

電 話 番 号 **0 1 2 3 - 4 5 - 6 7 8 9**

※学校受付日 平成 年 月 日